

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業



感震ブレーカー(分電盤タイプ)

感震機能付分電盤



外付けタイプ



感震ブレーカーを設置しましょう！

藤枝市では、南海トラフ沿いで発生する大地震に備えて、地震による電気火災から「家」・「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、その設置費用の一部を助成します。

感震ブレーカーとは？

地震発生時に揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断する器具です。

各家庭で設置することで出火を防止し、延焼火災を防ぐことで、火災被害を大きく軽減することができます。

補助の対象

- ・市内に住宅を所有し、または居住している個人(但し、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る)。
- ・市内に住宅(ただし戸建に限る)を新築する予定の個人。
- ・一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する機能を有する器具であって、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの又は一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

補助金の額

[一般]

- ・設置費用の2/3(上限5万円、千円未満切り捨て)
- ・新築住宅は、一律1万円

[特例世帯]

- ・設置費用の10/10(上限10万円、千円未満切り捨て)
- ・新築住宅は、一律1万5千円

※特例世帯とは要介護3以上の認定を受けた人、身体障害者手帳(1級～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯

- ・受付期間
令和5年1月31日(火)まで
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
- ・受付時間
8:30～17:15
※予算に限りがあるため
先着順とさせていただきます。

その他

- ・補助金の申請は、必ず工事着工前に行ってください。
工事中、工事後の申請は、補助の対象となりません。
- ・補助金の申請可能回数は1住宅につき1回となります。
- ・地震発生時に、全ての電気が遮断されます。医療器具等への影響が考えられるため、設置にあたっては注意が必要です。
- ・設置器具・費用については、電気工事店等に相談してください。
- ・既存の分電盤に、設置できない場合があります。

裏面 申請の手順

申請の流れ

(新築以外の場合)

STEP 1

工事業者に相談

- 電気工事店等に設置器具、設置場所、費用等について相談

STEP 2

申請書・見積書等の提出

- 申請書等を記入し、見積書等の必要書類を添付して地域防災課へ提出

STEP 3

交付決定書の受取

- 地域防災課より交付決定通知書が届きます。

STEP 4

工事の実施

- 交付決定通知書が届いてから、工事業者に工事を依頼してください。
- 工事内容を変更する場合は、地域防災課へ連絡し、変更申請書・変更見積書等必要書類を提出してください。

STEP 5

実績報告書・領収書の
コピー・写真等の提出

- 工事完了後、速やかに実績報告書、領収書のコピー、施工前後の写真等の必要書類を提出してください。(※2月末日までに提出してください。)

STEP 6

確定通知書の受取
・請求書の提出

- 地域防災課より確定通知書が届きます。
- 確定通知書が届いてから、**30日以内**に請求書を提出してください。(※年度末の場合は、**30日以内**または**3月10日**のいずれか早い日までに提出してください。)

STEP 7

補助金の振込

- ご指定いただいた口座へ、補助金を振込みます。(振込みには概ね1ヶ月程度要します。)

※新築の場合は、最初に地域防災課にご相談ください。

<申請書の配布場所>

- 市役所(地域防災課)窓口
- 市ホームページ

【工事店などの紹介】

志太榛原電気工事事業協同組合
電話:054-641-1231
住所:藤枝市青木2丁目36番13号

【事業に関するお問い合わせ】

藤枝市役所総務部地域防災課
電話:054-643-2110